代理人による個人番号カードの受け取りについて (お知らせ)

代理人(委任状)による受取りは、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(以下「要領」という。)に基づき、次の $1\sim4$ のやむを得ない理由により来庁することが難しい場合に限られます。

- 1 病気
- 2 身体の障害
- 3 長期入院又は施設入所
- 4 長期出張
- ※ 仕事や学業が忙しく本人が来庁できないという理由は、やむを得ない理由とは認められておりません。
- (注意) 申請者本人及び代理人の顔写真付きの本人確認書類をお持ちいただけない場合な ど,国の要領で規定する以下の要件が満たされないときには代理人による受取り はできません。ご了承ください。

【代理人による受取りの際に持参していただく書類】

1	交付通知書(ハガキ)※必須 (回答書と暗証番号欄に本人が記入し、目隠しシールが貼られたもの)
2	通知カード
3	住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)
4	本人の本人確認書類 ※必須 (裏面「本人確認書類」の中から次のア、イ又はウ) ア Aを2点 イ AとBを1点ずつ ウ Bうち写真付きの書類が1点、その他にBが2点
5	代理人の本人確認書類 ※必須 (裏面「本人確認書類」の中から次のア、イ又はウ) ア
6	代理権の確認書類 ※必須 委任状等(交付通知書(はがき)の委任欄に申請者本人が記入したもの)
7	本人が来庁することが困難であることを証する書類 ※必須 (例) 診断書,病院の領収書,身体障害者手帳,介護保険被保険者証等(有効期間内の要介護度が記載されたもの,施設入所を証明する書類,長期出張の事実を証明する勤務先の書類など

○本人確認書類 (有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限る)

Α
□ 住民基本台帳カード(顔写真あり)
□ マイナンバーカード (代理人としての本人確認用)
□ 運転免許証
□ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)
□ パスポート
□ 身体障害者手帳
□ 精神障害者保健福祉手帳
□療育手帳
□ 在留カード
□ 特別永住者証明書
□一時庇護許可書,□仮滯在許可書
B(2点必要なもの) (「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの) (注意) 代理人による受取りの際の本人の本人確認書類は B3点 の場合がありますが、その場合、 写真付きの書類が必ず1点必要となりますのでご注意ください。
□ 各種健康保険の被保険者証
□ <u>介護保険の被保険者証</u>
カード受領書の本人確認書類 b に該当。
□ 生活保護受給者証
□ 敬老手帳
□ 年金手帳,□ 各種年金証書
□ 預金通帳又はキャッシュカード
□ 社員証
□ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
□ 学生証
□ 母子手帳
□ 学校名が記載された在学証明書など各種書類
□ <u>児童扶養手当証書</u> , <u>特別児童扶養手当証書</u>
□ Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類など
□ 海技免状,電気工事士免状,無線従事者免許証,動力車操縦者運転免許証,運航管理者技能検定合格証明書,猟銃・空気銃所持許可証,特種電気工事資格者認定証,認定電気工事従事者認定証,耐空検査員の証,航空従事者技能証明書,宅地建物取引士証,船員手帳,戦傷病者手帳,教習資格認定証,検定合格証,